

仕 様 書

1 業務名 区体育館非常用発電機整備基本計画検討業務

2 業務の目的

厳冬期に大規模災害が発生し、大規模停電が発生した場合は区体育館の暖房設備等は使用できなくなり、避難所運営に支障が出る可能性が高い。そのような事態を避けるため、大規模な停電が復旧するまでの間に区体育館の暖房設備等を稼働させるため、非常用発電機の整備を検討している。

本業務は、対象となる区体育館での基本計画検討を行うものである。

【参考 今後の事業予定】

令和7年度	区体育館非常用発電機整備基本計画検討業務（本業務）
令和8年度以降	区体育館非常用発電機整備基本計画検討業務（本業務の対象外施設）、実施設計等、工事

3 対象施設

本業務の対象施設は以下のとおり。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 北区体育館 | 北) 新琴似8条2丁目 |
| (2) 白石区体育館 | 白) 南郷通6丁目北1 |
| (3) 豊平区体育館 | 豊) 月寒東2条20丁目4-15 |
| (4) 南区体育館 | 南) 川沿4条2丁目2-1 |

4 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

5 主任設計者等の配置・資格要件について

受託者は本設計業務を遂行するため、以下の資格を有する主任設計者を配置し、さらにその下に主任技術者を配置するものとする。

(1) 主任設計者の資格要件：一級建築士又は建築設備士

(2) 主任技術者の資格要件：実務経験（大卒・高専卒3年^{※1}、高卒5年^{※1}、その他10年以上）

※1 電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた後、記載した実務経験年数を有する者。

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」に定めるもののほか、業務完了後に以下の書類等を委託者に提出すること。

(1) 業務完了届（2部）

(2) 成果品3部（報告書等）

(3) 成果品データ（DVD-ROM等）1枚

7 成果品

本業務の検討内容を整理した以下の成果品を作成すること。

(1) 本業務で検討した内容をまとめた業務報告書（概算整備費の見積含む）

(2) それぞれの施設ごとの基本計画図

(3) 概略工程表

(4) 業務内で作成・使用した資料等の電子データ

8 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

9 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。

10 業務の履行確認

(1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

11 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」によること。なお、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」にある「特記仕様書」とは本仕様書を指すものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (3) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (4) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。

本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

 - ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。
 - イ 本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。
 - ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
 - エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。
- (5) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。
- (6) 当該業務に起因して第三者と紛争となった場合、受託者は誠意をもって解決にあたること。
- (7) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

業 務 内 容

1 計画準備

本業務の業務内容を把握し、業務遂行計画や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。

2 区体育館の設備状況調査

本業務の調査対象 4 施設について、電力で稼働する主要な設備一覧を作成する。なお、調査対象 4 施設の設備図等（地下埋設図含む）の関係資料は委託者より提供する。

3 非常用発電機整備内容の検討

区体育館のアリーナ、事務室及び機械室について、必要となる発電量（照明、暖房及びコンセント）を有する非常用発電機の規格について検討を行うとともに、停電時に切替が可能となるような改修について、概算費用を含めて検討を行う。非常用発電機の検討の結果、非常用発電機整備が不要な場合があれば、その理由も整理すること。非常用発電機の稼働時間は 7 2 時間を想定している。併せて、整備後の維持管理について主要な項目を整理すること。

4 非常用発電機及び周辺設備の整備想定位置の検討

侵入防止柵や資材置き用の物置など周辺設備を含めた非常用発電機の整備想定位置を検討すること。また、整備想定位置の検討にあたっては、現地調査を行ったうえで、以下の項目についても十分に考慮すること。現地調査に際しては委託者及び施設管理者と十分調整を行うものとする。

また、整備想定位置の検討に当たって、今後の基本設計等で考慮しなければならない事項についても整理すること。

- ・整備想定位置は利用者への影響が極力少ない場所とすること。
- ・地下埋設物の移設等を極力避けること。
- ・水害、土砂災害等の自然災害リスクを可能な限り避けること。
- ・燃料タンク等は維持管理について十分考慮すること。

- 5 設置等に関する各種法規制、必要な手続き等の整理・検討
非常用発電機の設置等に関する以下の各種法令等の内容を整理したうえで、関係法令に適合させるために必要な措置・手続き等を検討すること。

【関係すると考えられる法令】

電気事業法、消防法（消防設備等への給電、危険物等）、建築基準法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等

- 6 打合せ及び協議等
業務内容や業務の進捗状況等について、随時札幌市に報告し、必要に応じて打合せを行う。なお、打合せ回数は全4回（着手時1回、中間2回、成果品納入時1回）を想定している。
また、打合せ回数のうち1回は施設管理者との協議を見込んでいる。
- 7 報告書作成
上記を取りまとめ、業務報告書を作成する。